二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五宝木沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
栃木県大田原市須賀川
字土江ケ沢　四四五九番から四四六三番まで
字松木畑　四四六四番及び四四六五番
四四六六番一及び四四六六番二
字大畑
四四六七番
四四七六番から四四八五番まで
字ウルイ沢　四四六八番
四四六九番一から四四六九番九まで
字由ケ沢　四四七〇番から四四七五番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
栃木県大田原市須賀川
字土江ケ沢　四四五八番　一号
四四五九番　二号
字大畑　四四六七番　三号
四四八五番　四号
四四八六番　五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平渡四号沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
栃木県大田原市須賀川
字前山　四三八六番
字犬引沢　四三八七番から四三九五番まで
字打越　四三九六番
字高ハラビ　四四〇〇番
字越路　四四〇一番及び四四〇二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
栃木県大田原市須賀川
字前山　四三八五番　一号
四三八二番二　二号及び三号
字犬引沢　四三八八番　四号
字打越　四三九六番　五号
字高ハラビ　四三九七番　六号
字ラントラ山　四四〇三番　七号

○国土交通省告示第千十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月六日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
中畑沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西村山郡朝日町大字上郷
字中畑　二四一番一　一号及び二号
二四二番一　三号
二四九番　四号
二四八番　五号及び六号
二六八番一　二十四号から二十七号まで
二六七番四　二十八号
字俎板倉　二四八番一　七号から十四号まで
一九三〇番　十五号から十七号まで
二八七番三　十八号から二十三号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
沢田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡飯豊町大字上原字沢田
五〇九番一　一号から五号まで
五〇九番二　六号から九号まで
五一〇番　十号

○観光庁告示第十六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社読売旅行（登録研修機関第十六号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十月六日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	巣瀬　一
変更後	小笠原　忍

二　変更の年月日　平成二十三年六月九日

○海上保安庁告示第二百九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　呉港仁方第一号灯浮標
位　置
所在地　広島県呉港仁方区（重岩灯台の北北東方約六七〇メートル）
北　緯　三四―一二―五〇
東　経　一三二―三九―四五
廃止年月日　平成二十三年八月十二日

○海上保安庁告示第二百十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　小用港中松田一号防波堤灯台
位　置
所在地　広島県江田島市（小用港中松田一号防波堤外端）
北　緯　三四―一五―〇〇
東　経　一三二―二九―四二
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十三年八月二十二日

○海上保安庁告示第二百十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　四日市港昭和四日市石油第二号シーバース灯
位　置
所在地　三重県四日市港第二区（四日市港東防波堤南灯台の南東方約三・八キロメートル）
北　緯　三四―五五―五二
東　経　一三六―四一―三一
廃止年月日　平成二十三年八月二十三日

○海上保安庁告示第二百十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　岩崎港南防波堤灯台
位　置
所在地　青森県西津軽郡深浦町（岩崎港南防波堤外端）
北　緯　四〇―三五―〇五
東　経　一三九―五四―四八
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十三年八月二十三日

名　称　安芸津港東浜第二防波堤灯台
位　置
所在地　広島県東広島市（安芸津港東浜第二防波堤外端）
北　緯　三四―一八―五四
東　経　一三二―四九―三三
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十三年八月二十三日